

京都市桃山東第二土地区画整理組合の定款の変更を、土地区画整理法第39条第1項の規定により認可しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年5月30日

京都市長 榊本 頼兼

1 組合の名称

京都市桃山東第二土地区画整理組合

2 事務所の所在地

京都市上京区丸太町通河原町西入高島町335番地

財団法人京都市土地区画整理協会内

3 施行地区

京都市伏見区桃山町大島・同区桃山町和泉・同区桃山町因幡の各一部

4 事業施行期間

平成9年3月13日から平成22年3月31日まで

5 設立認可の年月日

平成9年3月13日

6 定款の変更の箇所及び内容

(1) 変更箇所 施行地区に含まれる地域及び役員の定数

(2) 変更内容 施行地区に含まれる地域

「京都市伏見区桃山町大島・同区桃山町和泉・同区桃山町因幡・
同区桃山町丹後・同区桃山町養斉の各一部」に変更

役員の定数

「この組合の役員の定数は、理事5人、監事2人とする。」に変更

7 変更認可の年月日

平成19年5月24日

(建設局都市整備部区画整理課)